



令和4年7月5日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 角井 伸一

室長補佐 鷹中 康博

担当係 安全衛生第一係（内線 7660、7662）

（代表電話） 03（5253）1111

（直通電話） 03（3595）3147

## 令和3年「労働安全衛生調査（実態調査）」の概況

### 目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	3 頁
【事業所調査】	
1 メンタルヘルス対策に関する事項	3 頁
2 化学物質のばく露防止対策に関する事項	6 頁
3 建築物における吹付石綿等の処理状況に関する事項	8 頁
4 産業保健に関する事項	9 頁
5 高齢労働者・外国人労働者に対する労働災害防止対策に関する事項	11 頁
【個人調査】	
1 仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項	13 頁
2 喫煙に関する事項	17 頁
主な用語の説明	18 頁

令和3年労働安全衛生調査（実態調査）の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50.html>)

# 調査の概要

## 1 調査の目的

本調査は、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス、受動喫煙等の実態について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とすることを目的とするものである。

## 2 調査の範囲

### (1) 地域

全国

### (2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による「農業，林業」（林業に限る。）、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「教育，学習支援業」、「医療，福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」

### (3) 事業所

事業所母集団データベース（令和元年次フレーム）の事業所を母集団として、上記(2)に該当する産業で常用労働者10人以上を雇用する民営事業所のうちから、産業、事業所規模別に層化して無作為に抽出した約14,000事業所

### (4) 個人

上記(3)の事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者のうちから無作為に抽出した約18,000人（船員法（昭和22年法律第100号）第1条の規定による船員を除く。）

## 3 調査の対象期間

原則として令和3年10月31日現在とした。ただし、一部の事項については過去1年間（令和2年11月1日～令和3年10月31日）とした。

## 4 調査事項

### (1) 事業所調査

企業及び事業所に関する事項、メンタルヘルス対策に関する事項、化学物質のばく露防止対策に関する事項、建築物における吹付石綿等の処理状況に関する事項、産業保健に関する事項、安全衛生管理体制に関する事項、労働災害防止対策に関する事項

### (2) 個人調査

労働者の属性等に関する事項、勤務の状況に関する事項、仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項、喫煙に関する事項、一般健康診断に関する事項

## 5 調査の方法

### (1) 事業所調査

厚生労働省が直接、調査票を調査対象事業所へ郵送し、調査対象事業所において記入した後、厚生労働省に郵送又はインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により提出する方法により実施した。

(2) 個人調査

厚生労働省が直接、調査票を個人調査の対象となった事業所へ郵送し、当該事業所が抽出要領に基づき、調査対象労働者を抽出して調査票を配布し、調査対象労働者が自ら調査票を記入し、封かんした後に、事業所がまとめて厚生労働省へ郵送又は調査対象労働者が厚生労働省へ郵送若しくは調査対象労働者がインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により提出する方法により実施した。

6 集計・推計方法

産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比を算出した。

7 調査系統

厚生労働省一報告者（事業所調査）

厚生労働省一調査対象事業所一報告者（個人調査）

8 有効回答率

事業所調査	:	調査対象数 14,669	有効回答数 7,831	有効回答率 53.4%
個人調査	:	調査対象数 18,575	有効回答数 7,426	有効回答率 40.0%

9 調査結果利用上の注意

(1) 表章記号について

① 「0.0」 該当する数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たないことを示す。

② 「-」 該当する数値がないことを示す。

(2) 構成比は四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならないことがある。

(3) 「事業所規模」は、調査対象事業所において雇用する常用労働者と同事業所において受け入れている派遣労働者の合計人数により区分している。

(4) 本文中の年次は、以下の調査を示す。

令和2年…令和2年労働安全衛生調査（実態調査）

## 結果の概要

### 【事業所調査】

#### 1 メンタルヘルス対策に関する事項

##### (1) メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者の状況

過去1年間(令和2年11月1日から令和3年10月31日までの期間)にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者がいた事業所の割合は10.1%[令和2年調査9.2%]となっている。

このうち、連続1か月以上休業した労働者がいた事業所の割合は8.8%[同7.8%]、退職した労働者がいた事業所の割合は4.1%[同3.7%]となっている。

また、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者の割合は0.5%[同0.4%]、退職した労働者の割合は0.2%[同0.1%]となっている。(第1表)

第1表 過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者  
又は退職した労働者がいた事業所割合及び労働者割合

(単位:%)

区 分	事業所計 <sup>1)</sup>	該当する労働者がいた	(複数回答)		常用労働者計	連続1か月以上休業した労働者 <sup>2)</sup>	退職した労働者 <sup>2)3)</sup>
			連続1か月以上休業した労働者がいた <sup>2)</sup>	退職した労働者がいた <sup>2)3)</sup>			
<b>令和3年</b>	<b>100.0</b>	<b>10.1</b>	<b>8.8</b>	<b>4.1</b>	<b>100.0</b>	<b>0.5</b>	<b>0.2</b>
(事業所規模)							
1,000人以上	100.0	94.0	92.5	68.6	100.0	0.9	0.2
500～999人	100.0	80.5	77.0	49.3	100.0	0.9	0.2
300～499人	100.0	69.2	65.0	33.2	100.0	0.7	0.2
100～299人	100.0	39.0	36.5	13.9	100.0	0.5	0.1
50～99人	100.0	25.5	22.1	12.9	100.0	0.5	0.2
30～49人	100.0	9.2	8.2	2.9	100.0	0.3	0.1
10～29人	100.0	5.4	4.4	2.0	100.0	0.4	0.2
(産業)							
農業, 林業(林業に限る。)	100.0	10.0	6.9	6.1	100.0	0.3	0.2
鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	3.1	1.8	1.3	100.0	0.1	0.1
建設業	100.0	5.6	3.3	3.2	100.0	0.3	0.2
製造業	100.0	15.9	13.3	6.4	100.0	0.6	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	34.8	33.5	6.9	100.0	1.2	0.2
情報通信業	100.0	29.6	26.7	11.7	100.0	1.2	0.3
運輸業, 郵便業	100.0	8.6	7.9	2.5	100.0	0.4	0.1
卸売業, 小売業	100.0	9.6	8.5	3.9	100.0	0.6	0.2
金融業, 保険業	100.0	17.1	15.9	6.3	100.0	1.2	0.3
不動産業, 物品賃貸業	100.0	9.5	8.7	2.8	100.0	0.4	0.1
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	17.7	14.6	5.9	100.0	0.8	0.2
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	0.8	0.7	0.2	100.0	0.0	0.0
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	5.6	5.4	0.7	100.0	0.3	0.1
教育, 学習支援業	100.0	12.0	9.8	6.2	100.0	0.4	0.2
医療, 福祉	100.0	10.4	9.7	5.2	100.0	0.5	0.3
複合サービス事業	100.0	23.4	20.6	7.3	100.0	0.8	0.2
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	10.9	8.8	4.6	100.0	0.3	0.1
令和2年	100.0	9.2	7.8	3.7	100.0	0.4	0.1

注:1)「事業所計」には、該当する労働者がいなかった事業所を含む。

2)「連続1か月以上休業した労働者」及び「退職した労働者」には、受け入れている派遣労働者は含まない。

3) 同じ労働者が連続1か月以上休業した後に退職した場合は、「退職した労働者」のみに計上している。

(2) メンタルヘルス対策への取組状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は 59.2%[令和2年調査 61.4%]となっている。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所について、取組内容(複数回答)をみると、「ストレスチェックの実施」が 65.2%[同 62.7%]と最も多く、次いで「職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を含む)」が 54.7%[同 55.5%]となっている。(第2表)

第2表 メンタルヘルス対策の取組内容別事業所割合

(単位:%)

区分	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所計 <sup>1)</sup>	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)								
		メンタルヘルス対策について、衛生委員会又は安全衛生委員会での調査審議	メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施	メンタルヘルス対策の実務を行う担当者の選任	教育研修・情報提供			職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を含む)	健康診断後の保健指導等を通じた産業保健スタッフによるメンタルヘルス対策の実施	
					メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する事業所内の産業保健スタッフへの教育研修・情報提供			
<b>令和3年</b> (事業所規模)	[ 59.2 ]	100.0	25.8	22.0	34.7	34.7	30.5	13.9	54.7	35.5
1,000人以上	[ 98.6 ]	100.0	84.5	65.1	82.0	80.8	81.6	53.9	96.8	72.1
500～999人	[ 99.7 ]	100.0	74.8	53.3	65.6	68.2	65.1	44.7	89.7	59.5
300～499人	[ 97.9 ]	100.0	68.8	42.6	58.1	60.9	57.1	37.7	92.1	49.1
100～299人	[ 97.4 ]	100.0	62.1	33.1	50.7	45.8	42.9	23.9	81.4	49.4
50～99人	[ 92.2 ]	100.0	55.3	25.9	47.9	39.4	35.8	22.5	77.1	48.0
30～49人	[ 70.7 ]	100.0	22.7	20.4	37.5	35.6	30.5	16.0	55.8	35.6
10～29人	[ 49.6 ]	100.0	13.6	19.2	27.9	31.0	26.5	9.0	44.6	30.1
(再掲)50人以上	[ 94.4 ]	100.0	58.9	30.1	50.1	43.7	40.4	24.6	79.7	49.0
<b>令和2年</b> (事業所規模)	[ 61.4 ]	100.0	35.9	20.7	37.0	33.0	30.9	14.4	55.5	36.0
50人以上	[ 92.8 ]	100.0	63.5	32.5	52.8	42.7	39.3	24.2	79.6	50.6
30～49人	[ 69.1 ]	100.0	36.2	21.7	40.2	38.8	33.2	14.8	53.0	30.0
10～29人	[ 53.5 ]	100.0	26.1	16.2	30.6	28.2	27.4	10.9	47.7	32.3

区分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)								
	ストレスチェックの実施 <sup>2)</sup>	職場復帰における支援(職場復帰支援プログラムの策定を含む)	メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備	外部機関を活用したメンタルヘルス対策の実施				メンタルヘルス不調の労働者に対する必要な配慮の実施	その他
				地域産業保健センター(地域窓口)を活用	産業保健総合支援センターを活用	医療機関を活用	他の外部機関を活用 <sup>3)</sup>		
<b>令和3年</b> (事業所規模)	65.2	24.8	50.2	4.8	4.8	11.8	13.7	50.2	1.7
1,000人以上	99.1	84.1	93.4	2.5	14.4	23.1	43.2	88.4	3.4
500～999人	97.0	70.8	85.9	8.0	5.8	27.2	31.7	81.4	3.6
300～499人	99.2	56.1	79.9	3.8	5.6	22.6	23.8	70.7	1.6
100～299人	98.3	40.0	64.2	1.4	4.4	17.9	18.5	63.5	1.3
50～99人	93.7	28.8	54.1	4.9	4.5	17.2	17.4	48.9	0.3
30～49人	63.3	24.9	52.9	6.8	9.3	12.3	12.6	52.0	2.3
10～29人	53.7	20.6	45.7	4.6	3.5	9.3	12.1	47.5	2.0
(再掲)50人以上	95.6	35.4	59.8	3.8	4.7	18.0	18.7	55.9	0.8
<b>令和2年</b> (事業所規模)	62.7	24.8	50.7	4.3	3.9	11.3	15.8	53.8	2.8
50人以上	91.5	34.2	59.3	3.2	5.2	19.9	17.1	59.0	2.9
30～49人	62.4	25.6	44.0	6.6	3.6	12.2	15.5	57.9	2.1
10～29人	52.7	21.2	49.4	4.1	3.5	8.1	15.4	51.0	2.9

注:1) [ ]は、全事業所のうち、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合である。

2) 令和2年は、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェックの実施)」として調査を行った。

3) 「他の外部機関」とは、精神保健福祉センター、(一社)日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいう。

### (3) ストレスチェック結果の活用状況

ストレスチェックを実施した事業所のうち、結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施した事業所の割合は76.4%[令和2年調査 78.6%]であり、その中で分析結果を活用した事業所の割合は79.9%[同 79.6%]となっている(第3表)。

第3表 ストレスチェック結果の集団ごとの分析の実施の有無、分析結果の活用の有無及び活用内容別事業所割合

		(単位:%)			
区 分	ストレスチェックを実施した事業所計 <sup>1)2)</sup>	ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施した	ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施していない		
<b>令和3年</b> (事業所規模)	[ 65.2]	100.0	76.4	22.3	
1,000人以上	[ 99.1]	100.0	95.0	4.8	
500～999人	[ 97.0]	100.0	90.9	8.8	
300～499人	[ 99.2]	100.0	88.2	9.6	
100～299人	[ 98.3]	100.0	78.4	20.1	
50～99人	[ 93.7]	100.0	75.1	24.0	
30～49人	[ 63.3]	100.0	82.5	16.2	
10～29人	[ 53.7]	100.0	73.6	25.0	
(再掲) 50人以上	[ 95.6]	100.0	77.4	21.4	
令和2年	[ 62.7]	100.0	78.6	20.7	

区 分	ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施した <sup>3)4)</sup>	分析結果を活用した <sup>5)</sup>	分析結果の活用内容(複数回答)					
			業務配分の見直し	人員体制・組織の見直し	残業時間削減、休暇取得に向けた取組	職場の物理的環境の見直し		
<b>令和3年</b> (事業所規模)	( 76.4)	100.0	79.9	<100.0>	< 33.9>	< 34.1>	< 53.3>	< 21.3>
1,000人以上	( 95.0)	100.0	93.6	<100.0>	< 35.3>	< 32.2>	< 49.6>	< 20.5>
500～999人	( 90.9)	100.0	88.9	<100.0>	< 33.2>	< 29.5>	< 43.5>	< 28.8>
300～499人	( 88.2)	100.0	85.8	<100.0>	< 31.1>	< 23.8>	< 43.2>	< 14.5>
100～299人	( 78.4)	100.0	84.0	<100.0>	< 28.9>	< 29.3>	< 50.7>	< 20.0>
50～99人	( 75.1)	100.0	79.0	<100.0>	< 26.6>	< 26.3>	< 48.0>	< 21.2>
30～49人	( 82.5)	100.0	81.0	<100.0>	< 37.4>	< 35.5>	< 71.4>	< 30.4>
10～29人	( 73.6)	100.0	78.3	<100.0>	< 36.9>	< 38.8>	< 49.9>	< 18.3>
(再掲) 50人以上	( 77.4)	100.0	81.6	<100.0>	< 28.0>	< 27.4>	< 48.6>	< 20.6>
令和2年	( 78.6)	100.0	79.6	<100.0>	< 29.1>	< 26.1>	< 53.6>	< 21.7>

区 分	分析結果の活用内容(複数回答)						分析結果を特に活用していない
	上司・同僚に支援を求めやすい環境の整備	相談窓口の設置	管理監督者向け又は労働者向け研修の実施	従業員参加型の職場環境改善、ワークシヨップの実施	衛生委員会又は安全衛生委員会で審議	その他	
<b>令和3年</b> (事業所規模)	< 41.1>	< 44.6>	< 27.5>	< 9.9>	< 35.2>	< 7.3>	16.8
1,000人以上	< 38.6>	< 51.9>	< 47.3>	< 11.7>	< 54.8>	< 15.3>	6.0
500～999人	< 45.7>	< 54.7>	< 41.4>	< 9.5>	< 65.2>	< 8.3>	10.7
300～499人	< 32.0>	< 43.4>	< 24.5>	< 5.2>	< 58.6>	< 11.5>	13.5
100～299人	< 35.3>	< 41.2>	< 24.6>	< 8.5>	< 56.1>	< 6.5>	14.1
50～99人	< 33.8>	< 40.6>	< 24.3>	< 6.6>	< 60.7>	< 7.8>	19.9
30～49人	< 51.6>	< 50.5>	< 30.5>	< 13.2>	< 30.8>	< 7.6>	13.5
10～29人	< 42.0>	< 44.4>	< 28.0>	< 10.6>	< 18.7>	< 6.8>	17.8
(再掲) 50人以上	< 34.7>	< 41.7>	< 25.3>	< 7.4>	< 59.0>	< 7.7>	17.1
令和2年	< 41.7>	< 48.1>	< 26.4>	< 9.5>	< 45.4>	< 6.5>	17.3

注:1) [ ]は、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所のうち、ストレスチェックを実施した事業所の割合である。  
 2) 「ストレスチェックを実施した事業所計」には、「ストレスチェック結果の集団ごとの分析の有無不明」を含む。  
 3) ( )は、ストレスチェックを実施した事業所のうち、ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施した事業所の割合である。  
 4) 「ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施した」には、「分析結果の活用の有無不明」を含む。  
 5) < >は、分析結果を活用した事業所のうち、分析結果の活用内容(複数回答)別にみた割合である。

## 2 化学物質のばく露防止対策に関する事項

### (1) 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況

化学物質を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使用)事業所の割合は 12.4%[令和2年調査 13.2%]となっている。

労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質を使用している事業所のうち、リスクアセスメントをすべて実施している事業所の割合は71.8%[同68.5%]、同条の事業所には該当しないが、危険有害性がある化学物質(労働安全衛生法第28条の2第1項の規定に基づいてリスクアセスメントを行うことが努力義務とされている化学物質)を使用している事業所のうち、リスクアセスメントをすべて実施している事業所の割合は66.2%[同57.1%]となっている。(第4表)

第4表 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況別事業所割合

(単位:%)

化学物質の種類	化学物質を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使用)事業所計 <sup>1)2)</sup>	該当する化学物質を使用(製造、譲渡・提供を含む)している <sup>3)</sup>	リスクアセスメントについて			該当する化学物質を使用(製造、譲渡・提供を含む)していない	
			すべて実施している	一部実施している	全く実施していない		
<b>令和3年</b>							
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	[ 12.4 ]	100.0	78.0 (100.0)	( 71.8 )	( 22.4 )	( 5.8 )	9.5
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	49.8 (100.0)	( 66.2 )	( 25.9 )	( 7.9 )	8.9
<b>令和2年</b>							
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	[ 13.2 ]	100.0	67.2 (100.0)	( 68.5 )	( 24.1 )	( 7.3 )	10.6
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	52.5 (100.0)	( 57.1 )	( 32.9 )	( 10.0 )	11.6

注:1) [ ]は、全事業所のうち、化学物質を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使用)事業所の割合である。

2) 「化学物質を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使用)事業所計」には、「該当する化学物質を使用(製造、譲渡・提供を含む)しているかわからない」及び「不明」を含む。

3) ( )は、該当する化学物質を使用(製造、譲渡・提供を含む)している事業所のうち、リスクアセスメントの実施状況別にみた割合である。

### (2) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合は 2.3%[令和2年調査 2.4%]となっている。

労働安全衛生法第57条に該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品の容器・包装にGHSラベルを表示している事業所の割合は66.3%[同62.4%]、同条の事業所には該当しないが、危険有害性がある化学物質(労働安全衛生規則第24条の14で譲渡・提供者に危険有害性の表示が努力義務とされている化学物質)を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品の容器・包装にGHSラベルを表示している事業所の割合は69.9%[同53.6%]となっている。(第5表)

第5表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合

(単位:%)

化学物質の種類	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 <sup>1)2)</sup>	該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所 <sup>3)</sup>	GHSラベルの表示状況				該当する化学物質を製造又は譲渡・提供していない	
			すべての製品に表示している	一部の製品に表示している	譲渡・提供先から求めがあれば表示をしている	全く表示をしていない		
<b>令和3年</b>								
労働安全衛生法第57条に該当する化学物質	[ 2.3 ]	100.0	71.0 (100.0)	( 66.3 )	( 18.1 )	( 1.9 )	( 13.6 )	15.8
労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	47.2 (100.0)	( 69.9 )	( 14.7 )	( 5.7 )	( 9.8 )	16.5
<b>令和2年</b>								
労働安全衛生法第57条に該当する化学物質	[ 2.4 ]	100.0	58.2 (100.0)	( 62.4 )	( 4.8 )	( 11.0 )	( 21.8 )	9.0
労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	43.2 (100.0)	( 53.6 )	( 4.3 )	( 15.4 )	( 26.7 )	15.5

注:1) [ ]は、全事業所のうち、化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合である。

2) 「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計」には、「該当する化学物質を製造又は譲渡・提供しているかわからない」及び「不明」を含む。

3) ( )は、該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、GHSラベルの表示状況別にみた割合である。

### (3) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況

労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品に安全データシート(SDS)を交付している事業所の割合は74.5%[令和2年調査71.5%]、同条の事業所には該当しないが、危険有害性がある化学物質(労働安全衛生規則第24条の15で譲渡・提供者に危険有害性の通知が努力義務とされている化学物質)を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品に安全データシート(SDS)を交付している事業所の割合は77.9%[同62.2%]となっている(第6表)。

第6表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況別事業所割合

(単位:%)

化学物質の種類	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 <sup>1)2)</sup>	該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所 <sup>3)</sup>	安全データシート(SDS)の交付状況				該当する化学物質を製造又は譲渡・提供していない	
			すべての製品に交付している <sup>4)</sup>	一部の製品に交付している	譲渡・提供先から求めがあれば交付している	全く交付していない		
<b>令和3年</b>								
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	[ 2.3 ]	100.0	71.0 (100.0)	( 74.5)	( 6.6)	( 11.3)	( 7.6)	15.8
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	47.2 (100.0)	( 77.9)	( 3.6)	( 16.1)	( 2.4)	16.5
<b>令和2年</b>								
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	[ 2.4 ]	100.0	58.2 (100.0)	( 71.5)	( 2.5)	( 18.9)	( 7.2)	9.0
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	43.2 (100.0)	( 62.2)	( 2.0)	( 26.1)	( 9.7)	15.5

注:1) [ ]は、全事業所のうち、化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合である。

2) 「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計」には、「該当する化学物質を製造又は譲渡・提供しているかわからない」及び「不明」を含む。

3) ( )は、該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、安全データシート(SDS)の交付状況別にみた割合である。

4) 過去に交付済みの製品で引き続き同製品を製造又は譲渡・提供するにあたり、相手方の承諾を得て交付していない場合を含む。

### 3 建築物における吹付石綿等の処理状況に関する事項

#### (1) 吹付材等における石綿の使用状況

事業所にむき出しの状態の吹付材等がある事業所の割合は 2.9%となっている。

このうち、石綿が使用されている吹付材等がある事業所の割合は 19.5%となっている。(第7表)

第7表 吹付材等における石綿の使用状況別事業所割合

<令和3年> (単位:%)

区分	事業所にむき出しの状態の吹付材等がある事業所計 <sup>1)2)3)</sup>		吹付材等における石綿の使用状況			
			吹付材等に石綿が使用されているか調べたことがある	石綿が使用されている吹付材等がある	石綿が使用されている吹付材等がない	吹付材等に石綿が使用されているか調べたことがない
(事業所規模)	[ 2.9]	100.0	71.5	19.5	52.0	11.5
1,000人以上	[ 16.6]	100.0	95.2	36.0	59.2	4.3
500～999人	[ 9.5]	100.0	99.4	38.8	60.6	0.3
300～499人	[ 8.5]	100.0	95.8	53.8	42.1	3.6
100～299人	[ 7.0]	100.0	83.8	20.7	63.1	5.8
50～99人	[ 5.6]	100.0	89.7	14.5	75.2	6.2
30～49人	[ 2.2]	100.0	79.1	13.9	65.2	1.6
10～29人	[ 2.4]	100.0	60.6	20.0	40.6	16.6

注:1) [ ]は、全事業所のうち、事業所にむき出しの状態の吹付材等がある事業所の割合である。

2) 「事業所にむき出しの状態の吹付材等がある事業所計」には、「吹付材等に石綿が使用されているか調べたことがあるかどうか分からない」を含む。

3) 「吹付材等」は、吹付材、耐火被覆材、保温材、断熱材をいう。

#### (2) 石綿が使用されている吹付材等をむき出しの状態にしている理由

石綿が使用されている吹付材等がある事業所について、その吹付材等を除去、封じ込め又は囲い込みをせず、むき出しの状態にしている理由(複数回答)をみると、「除去等の工事を行う予定」が 32.4%、「損傷、劣化はしておらず、危険はないと考えているため」が 31.0%、「通常の使用に支障はなく、特に対応が必要と考えていないため」が 29.9%となっている(第8表)。

第8表 石綿が使用されている吹付材等をむき出しの状態にしている理由別事業所割合

<令和3年> (単位:%)

区分	石綿が使用されている吹付材等がある事業所計 <sup>1)2)</sup>		むき出しの状態にしている理由(複数回答)						
			損傷、劣化はしておらず、危険はないと考えているため	除去等の工事に費用がかかるため	除去等の工事に手間がかかるため	通常の使用に支障はなく、特に対応が必要と考えていないため	除去等が法令上の義務ではないと考えているため	除去等の工事を行う予定	その他
(事業所規模)	[ 19.5]	100.0	31.0	17.8	12.8	29.9	2.6	32.4	17.6
1,000人以上	[ 36.0]	100.0	55.1	20.6	15.5	22.0	3.7	44.0	24.4
500～999人	[ 38.8]	100.0	54.1	10.5	5.4	46.2	-	26.5	5.4
300～499人	[ 53.8]	100.0	21.8	0.3	19.1	43.1	5.6	58.1	4.2
100～299人	[ 20.7]	100.0	43.3	7.0	0.4	37.0	8.6	48.0	2.8
50～99人	[ 14.5]	100.0	42.2	11.1	7.3	31.7	2.1	41.1	4.4
30～49人	[ 13.9]	100.0	30.3	37.4	7.3	48.6	3.8	10.2	4.7
10～29人	[ 20.0]	100.0	25.4	20.5	16.9	24.2	1.1	28.0	26.5

注:1) [ ]は、事業所にむき出しの状態の吹付材等がある事業所のうち、石綿が使用されている吹付材等がある事業所の割合である。

2) 「石綿が使用されている吹付材等がある事業所計」には、「むき出しの状態にしている理由不明」を含む。

#### 4 産業保健に関する事項

##### (1) 一般健康診断の有所見者への措置内容

過去1年間(令和2年11月1日から令和3年10月31日までの期間)に一般健康診断を実施した事業所のうち所見のあった労働者がいる事業所の割合は66.1%となっている。

このうち、所見のあった労働者に講じた措置内容(複数回答)をみると、「再検査・精密検査の指示等の保健指導を行った」が74.9%となっている。(第9表)

第9表 一般健康診断の有所見者の有無及び有所見者への措置の内容別事業所割合

<令和3年>		(単位:%)						
区分	一般健康診断を実施した事業所計 <sup>1)2)</sup>	所見のあった労働者がいる <sup>3)</sup>		措置を講じた	所見のあった労働者に講じた措置内容(複数回答)			
					健康管理等について医師又は歯科医師から意見を聴いた	地域産業保健センター(地域窓口)の医師又は歯科医師から意見を聴いた	再検査・精密検査の指示等の保健指導を行った	
(事業所規模)	[ 91.4]	100.0	66.1	(100.0)	( 92.1)	( 31.2)	( 8.2)	( 74.9)
1,000人以上	[ 99.3]	100.0	93.2	(100.0)	(100.0)	( 81.3)	( 3.5)	( 93.8)
500～999人	[ 97.6]	100.0	94.0	(100.0)	(100.0)	( 67.7)	( 3.3)	( 92.3)
300～499人	[ 99.9]	100.0	91.8	(100.0)	( 98.1)	( 61.6)	( 4.5)	( 89.2)
100～299人	[ 98.7]	100.0	90.3	(100.0)	( 98.0)	( 60.2)	( 2.1)	( 84.7)
50～99人	[ 98.4]	100.0	82.3	(100.0)	( 95.3)	( 52.2)	( 4.1)	( 80.8)
30～49人	[ 95.5]	100.0	71.6	(100.0)	( 92.7)	( 33.0)	( 14.5)	( 78.7)
10～29人	[ 89.0]	100.0	60.4	(100.0)	( 90.5)	( 22.7)	( 8.2)	( 71.4)

区分	所見のあった労働者に講じた措置内容(複数回答)						所見のあった労働者はいない
	就業場所の変更や作業転換の措置をとった	労働時間の短縮や時間外労働の制限の措置をとった	作業環境管理・作業管理の見直しのため、作業環境測定を実施した	作業環境管理・作業管理の見直しのため、施設又は設備の整備・改善をした	その他	措置を講じなかった	
(事業所規模)	( 3.2)	( 5.0)	( 2.2)	( 1.8)	( 5.5)	( 7.9)	24.9
1,000人以上	( 20.1)	( 47.5)	( 10.2)	( 8.0)	( 8.4)	( -)	0.5
500～999人	( 12.0)	( 23.6)	( 7.5)	( 4.9)	( 3.1)	( -)	0.0
300～499人	( 10.0)	( 14.5)	( 8.1)	( 6.6)	( 4.4)	( 1.9)	0.2
100～299人	( 6.4)	( 12.9)	( 5.6)	( 3.1)	( 3.1)	( 2.0)	2.0
50～99人	( 5.2)	( 7.3)	( 3.5)	( 1.8)	( 4.3)	( 4.7)	7.0
30～49人	( 3.9)	( 7.4)	( 4.3)	( 2.9)	( 5.0)	( 7.3)	18.2
10～29人	( 2.0)	( 2.7)	( 0.8)	( 1.2)	( 6.2)	( 9.5)	31.0

注:1) [ ]は、全事業所のうち、一般健康診断を実施した事業所の割合である。

2) 「一般健康診断を実施した事業所計」には、「所見のあった労働者の有無不明」を含む。

3) ( )は、所見のあった労働者がいる事業所のうち、所見のあった労働者に講じた措置内容別にみた割合である。

##### (2) 治療と仕事を両立できるような取組の状況

傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた何らかの配慮を必要とする労働者に対して、治療と仕事を両立できるような取組がある事業所の割合は41.1%となっている。

このうち、取組内容(複数回答)をみると、「通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討(柔軟な労働時間の設定、仕事内容の調整等)」が91.1%、次いで「両立支援に関する制度の整備(年次有給休暇以外の休暇制度、勤務制度等)」が36.0%となっている。(第10表)

第10表 傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるような取組の有無  
及び取組内容別事業所割合

<令和3年>

(単位:%)

区分	事業所計 <sup>1)</sup>	治療と仕事を両立できるような取組内容(複数回答)								治療と仕事を 両立できるよ うな取組がない
		治療と仕事を両立できるよ うな取組がある <sup>2)3)</sup>	通院や体調等 の状況に合わ せた配慮、措 置の検討(柔 軟な労働時間 の設定、仕事 内容の調整 等)	相談窓口等の 明確化	両立支援に関 する制度の整 備(年次有給 休暇以外の休 暇制度、勤務 制度等)	両立支援に関 する体制の整 備(産業医等 産業保健ス タッフの配 置、対応手順 の整理等)	労働者、管理 監督者等に対 する意識啓発 (研修等)	その他		
(事業所規模)	100.0	41.1 (100.0)	(91.1)	(32.1)	(36.0)	(18.9)	(14.6)	(2.6)	56.5	
1,000人以上	100.0	85.0 (100.0)	(95.7)	(62.7)	(62.2)	(61.2)	(26.2)	(2.8)	13.5	
500～999人	100.0	74.6 (100.0)	(94.8)	(53.2)	(55.4)	(53.1)	(31.2)	(0.6)	23.7	
300～499人	100.0	73.3 (100.0)	(89.8)	(37.6)	(45.6)	(30.6)	(17.8)	(5.9)	25.7	
100～299人	100.0	65.3 (100.0)	(89.0)	(36.8)	(43.7)	(24.3)	(18.1)	(0.9)	33.6	
50～99人	100.0	44.9 (100.0)	(88.9)	(36.7)	(39.1)	(25.2)	(23.9)	(2.7)	52.3	
30～49人	100.0	47.8 (100.0)	(92.4)	(39.1)	(40.8)	(20.0)	(16.4)	(0.6)	49.2	
10～29人	100.0	37.2 (100.0)	(91.3)	(28.7)	(32.9)	(16.3)	(12.0)	(3.2)	60.5	

注:1)「事業所計」には、「治療と仕事を両立できるような取組の有無不明」を含む。

2)「治療と仕事を両立できるような取組がある」には、「治療と仕事を両立できるような取組内容不明」を含む。

3) ( )は、治療と仕事を両立できるような取組がある事業所のうち、治療と仕事を両立できるような取組内容別にみた割合である。

治療と仕事を両立できるような取組がある事業所のうち、取組に関し困難や課題と感じていることがある事業所の割合は79.9%となっている。

このうち、困難や課題と感じている内容(複数回答)をみると、「代替要員の確保」が70.5%、次いで「上司や同僚の負担」が48.3%となっている。(第11表)

第11表 傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるような  
取組に関し困難や課題と感じている内容別事業所割合

<令和3年>

(単位:%)

区分	治療と仕事を両立できる ような取組がある事 業所計 <sup>1)2)</sup>		困難や課題と感じている内容(複数回答)							
			困難や課題と感じて いることがある <sup>3)</sup>	代替要員の 確保	上司や同僚 の負担	主治医との 連携	就業制限の 必要性や期 間の判断	復職可否の 判断	復職後の適 正配置の判 断	
(事業所規模)	[ 41.1 ]	100.0	79.9 (100.0)	(70.5)	(48.3)	(13.2)	(29.5)	(27.2)	(25.5)	
1,000人以上	[ 85.0 ]	100.0	86.5 (100.0)	(54.5)	(58.7)	(22.1)	(36.7)	(25.8)	(38.5)	
500～999人	[ 74.6 ]	100.0	85.7 (100.0)	(57.6)	(52.2)	(25.3)	(31.3)	(28.0)	(36.5)	
300～499人	[ 73.3 ]	100.0	83.0 (100.0)	(62.8)	(59.5)	(19.7)	(33.7)	(34.6)	(35.0)	
100～299人	[ 65.3 ]	100.0	82.0 (100.0)	(67.1)	(55.4)	(20.6)	(35.7)	(37.4)	(37.7)	
50～99人	[ 44.9 ]	100.0	84.1 (100.0)	(65.8)	(49.6)	(19.8)	(35.4)	(35.1)	(31.0)	
30～49人	[ 47.8 ]	100.0	80.9 (100.0)	(73.5)	(49.7)	(19.9)	(26.3)	(31.7)	(27.3)	
10～29人	[ 37.2 ]	100.0	78.5 (100.0)	(71.3)	(46.5)	(9.2)	(28.5)	(23.3)	(22.2)	

区分	困難や課題と感じている内容(複数回答)									困難や課題 と感じて いることは特 になし
	柔軟な勤務 形態の整備	病状の悪化 や再発防止 の対策	休職を繰り 返す労働者 への対応	個人情報の 取扱	病気や治療 に関する情 報の入手	治療と仕事 の両立の重 要性に対す る意識啓発	社内の相談 体制の確保	社外で相 談・連携で きる組織の 活用	その他	
(事業所規模)	(26.4)	(25.9)	(30.4)	(13.4)	(12.8)	(10.5)	(9.2)	(7.0)	(0.5)	15.8
1,000人以上	(34.9)	(33.8)	(57.9)	(16.3)	(12.7)	(29.2)	(5.3)	(12.2)	(3.1)	11.4
500～999人	(31.0)	(31.6)	(57.3)	(10.7)	(8.4)	(13.5)	(5.9)	(4.0)	(-)	11.1
300～499人	(33.9)	(45.7)	(52.5)	(20.2)	(10.3)	(18.3)	(19.5)	(7.3)	(1.6)	12.0
100～299人	(33.6)	(38.6)	(41.8)	(22.6)	(17.0)	(16.9)	(14.8)	(10.6)	(1.6)	13.2
50～99人	(25.8)	(27.1)	(42.4)	(15.2)	(12.5)	(10.9)	(7.5)	(7.6)	(0.2)	11.6
30～49人	(23.3)	(19.7)	(29.4)	(14.4)	(10.8)	(11.7)	(10.7)	(9.5)	(0.5)	15.8
10～29人	(26.3)	(25.3)	(26.5)	(11.6)	(13.0)	(9.1)	(8.2)	(5.8)	(0.4)	16.9

注:1) [ ]は、全事業所のうち、治療と仕事を両立できるような取組がある事業所の割合である。

2)「治療と仕事を両立できるような取組がある事業所計」には、「困難や課題と感じていることの有無不明」を含む。

3) ( )は、困難や課題と感じていることがある事業所のうち、困難や課題と感じている内容別にみた割合である。

## 5 高齢労働者・外国人労働者に対する労働災害防止対策に関する事項

### (1) 高齢労働者に対する労働災害防止対策の状況

60歳以上の高齢労働者が従事している事業所の割合は75.6%[令和2年調査74.6%]となっており、このうち高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる事業所の割合は78.0%[同81.4%]となっている。

取組内容(複数回答)別にみると、「本人の身体機能、体力等に応じ、従事する業務、就業場所等を変更」が41.4%[同45.7%]、「作業前に体調不良等の異常がないかを確認」が36.1%[同38.7%]となっている。(第12表)

第12表 60歳以上の高齢労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

(単位:%)

区 分	60歳以上の高齢労働者が従事している事業所計 <sup>1)2)</sup>	高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)				
			手すり、滑り止め、照明、標識等の設置、段差の解消等を実施	作業スピード、作業姿勢、作業方法等の変更	作業前に体調不良等の異常がないかを確認	健康診断の結果を踏まえて就業上の措置を行っている	
<b>令和3年</b> (事業所規模)	[ 75.6 ]	100.0	78.0	20.2	18.3	36.1	30.6
1,000人以上	[ 98.2 ]	100.0	90.3	44.4	20.0	36.2	70.4
500～999人	[ 95.3 ]	100.0	89.5	46.4	14.0	38.5	59.4
300～499人	[ 98.4 ]	100.0	89.9	39.8	15.8	32.4	48.3
100～299人	[ 94.4 ]	100.0	87.1	31.8	14.0	34.6	45.4
50～99人	[ 94.5 ]	100.0	85.2	23.2	13.4	35.9	38.4
30～49人	[ 84.4 ]	100.0	79.0	18.6	14.7	40.9	36.5
10～29人	[ 69.9 ]	100.0	75.4	18.5	20.4	35.2	26.0
令和2年	[ 74.6 ]	100.0	81.4	20.7	16.9	38.7	34.8

区 分	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)						
	医師等による面接指導等の健康管理を重点的にやっている	健康診断実施後に基礎疾患に関する相談・指導を行っている	定期的に体力測定を実施し、本人自身の転倒・墜落・転落等の労働災害リスクを判定し、加齢に伴う身体的変化を本人に認識させている	高齢労働者の身体機能の低下の防止のための活動を実施している	加齢に伴い身体機能・精神機能の変化と災害リスク、機能低下の予防の必要性について教育を行っている	本人の身体機能、体力等に応じ、従事する業務、就業場所等を変更	高所等の危険場所での作業や他の労働者に危険を及ぼすおそれのある作業(機械の運転業務等)に従事させないようにしている
<b>令和3年</b> (事業所規模)	6.4	16.5	4.0	4.7	6.2	41.4	16.2
1,000人以上	27.9	48.6	9.3	18.3	14.9	44.0	20.2
500～999人	18.5	35.7	8.0	15.6	12.2	48.5	21.6
300～499人	17.7	31.5	6.8	16.9	15.3	46.8	17.2
100～299人	13.5	25.3	6.7	7.9	10.7	44.1	16.5
50～99人	11.1	23.1	3.0	5.2	5.9	43.4	16.4
30～49人	10.6	22.1	5.1	5.8	9.5	43.6	16.6
10～29人	3.6	12.8	3.7	3.8	4.9	40.2	16.0
令和2年	7.4	19.4	3.8	4.6	6.2	45.7	16.3

区 分	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)				高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいない
	体調異変に備えて、できるだけ単独作業にならないようにしている	時間外労働の制限、所定労働時間の短縮等	深夜業の回数の減少又は昼間勤務への変更	その他	
<b>令和3年</b> (事業所規模)	16.2	27.7	9.8	1.9	19.9
1,000人以上	20.6	35.3	29.7	1.8	9.3
500～999人	17.1	28.0	15.3	0.3	9.0
300～499人	14.7	31.0	21.3	6.2	9.4
100～299人	13.1	26.3	14.9	2.5	10.9
50～99人	14.0	28.0	15.3	2.4	12.0
30～49人	16.8	25.8	10.4	2.8	19.0
10～29人	16.7	28.1	8.0	1.5	22.5
令和2年	18.3	32.9	10.9	1.5	16.8

注:1) [ ]は、全事業所のうち、60歳以上の高齢労働者が従事している事業所の割合である。

2) 「60歳以上の高齢労働者が従事している事業所計」には、「高齢労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無不明」を含む。

(2) 外国人労働者に対する労働災害防止対策の状況

外国人労働者が従事している事業所の割合は15.5%[令和2年調査14.4%]となっており、このうち外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる事業所の割合は87.5%[同89.8%]となっている。

取組内容(複数回答)別にみると、「定期的に必要な健康診断を受診させている」が59.8%[同62.3%]、「外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させている」が43.3%[同49.8%]となっている。(第13表)

第13表 外国人労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

(単位:%)

区 分	外国人労働者が従事している事業所計 <sup>1)2)</sup>		外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)			
				母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者にわかる方法で災害防止の教育を行っている	外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させている	災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させている	災害防止に関する標識、掲示、表示等について、図解や母国語を用いて理解できるようにしている
				令和3年(事業所規模)	令和2年	令和3年(事業所規模)	令和2年
1,000人以上	[ 70.3]	100.0	93.8	20.4	40.8	29.1	20.2
500～999人	[ 52.8]	100.0	91.0	34.5	43.2	34.8	30.4
300～499人	[ 49.6]	100.0	91.7	29.3	38.2	33.7	23.0
100～299人	[ 37.6]	100.0	92.0	19.0	42.8	31.1	23.7
50～99人	[ 28.7]	100.0	88.1	18.1	45.7	23.2	12.7
30～49人	[ 18.1]	100.0	92.4	24.6	47.1	42.9	29.6
10～29人	[ 11.3]	100.0	84.4	19.6	41.6	36.8	16.8
令和2年	[ 14.4]	100.0	89.8	25.1	49.8	35.9	19.2

区 分	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)					
	同じ言語を話せる外国人労働者による実地の教育訓練(OJT)を行っている	免許の取得や技能講習の修了が必要な業務に従事させる際には、必要な資格を取得させている	定期的に必要な健康診断を受診させている	産業医や衛生管理者等を活用して、健康指導及び健康相談を行うようにしている	その他	外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいない
	令和3年(事業所規模)	令和2年	令和3年(事業所規模)	令和2年	令和3年(事業所規模)	令和2年
1,000人以上	11.6	33.0	86.2	56.4	5.2	5.9
500～999人	29.7	27.0	80.7	44.9	4.0	8.0
300～499人	19.3	34.7	80.4	38.8	8.8	5.3
100～299人	23.2	24.6	73.4	31.2	5.0	6.1
50～99人	19.1	23.1	75.8	29.8	2.4	8.3
30～49人	23.3	28.2	54.6	16.8	7.1	7.3
10～29人	18.0	25.6	51.8	13.1	3.7	15.3
令和2年	25.2	29.6	62.3	15.7	7.0	9.9

注:1) [ ]は、全事業所のうち、外国人労働者が従事している事業所の割合である。

2) 「外国人労働者が従事している事業所計」には、「外国人労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無不明」を含む。

【個人調査】

1 仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項

(1) 仕事や職業生活に関する強いストレス

現在の仕事や職業生活に関することで、強い不安やストレス(以下「ストレス」という。)となっていると感じる事柄がある労働者の割合は53.3%[令和2年調査54.2%]となっている。

ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者について、その内容(主なもの3つ以内)をみると、「仕事の量」が43.2%[同42.5%]と最も多く、次いで「仕事の失敗、責任の発生等」が33.7%[同35.0%]、「仕事の質」が33.6%[同30.9%]となっている。(第14表、第1図)

第14表 仕事や職業生活に関する強いストレスの有無及び内容別労働者割合

(単位:%)							
区 分	労働者計 <sup>1)</sup>	強いストレスとなっていると感じる事柄がある <sup>2)3)</sup>		強いストレスの内容(主なもの3つ以内)			
				仕事の量	仕事の質	対人関係 (セクハラ・ パワハラを含む。)	役割・地位の 変化等(昇 進・昇格、配 置転換等)
<b>令和3年</b>	<b>100.0</b>	<b>53.3</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(43.2)</b>	<b>(33.6)</b>	<b>(25.7)</b>	<b>(17.9)</b>
(年齢階級)							
20歳未満	100.0	4.7	(100.0)	(40.1)	(23.0)	(1.4)	(9.4)
20～29歳	100.0	47.6	(100.0)	(38.1)	(22.6)	(23.2)	(15.1)
30～39歳	100.0	59.5	(100.0)	(44.9)	(35.0)	(25.2)	(19.8)
40～49歳	100.0	53.6	(100.0)	(43.1)	(33.6)	(25.9)	(22.0)
50～59歳	100.0	57.4	(100.0)	(44.0)	(41.0)	(27.7)	(15.7)
60歳以上	100.0	37.4	(100.0)	(34.3)	(29.2)	(28.3)	(11.5)
(性)							
男	100.0	53.5	(100.0)	(43.1)	(34.1)	(22.6)	(18.1)
女	100.0	53.0	(100.0)	(43.4)	(33.1)	(29.1)	(17.8)
(就業形態)							
正社員	100.0	57.1	(100.0)	(45.6)	(36.0)	(24.8)	(20.4)
契約社員	100.0	47.6	(100.0)	(17.9)	(17.2)	(18.4)	(9.3)
パートタイム労働者	100.0	37.7	(100.0)	(37.8)	(23.9)	(36.0)	(4.7)
派遣労働者	100.0	43.3	(100.0)	(28.1)	(12.1)	(20.0)	(7.2)
令和2年	100.0	54.2	(100.0)	(42.5)	(30.9)	(27.0)	(17.7)

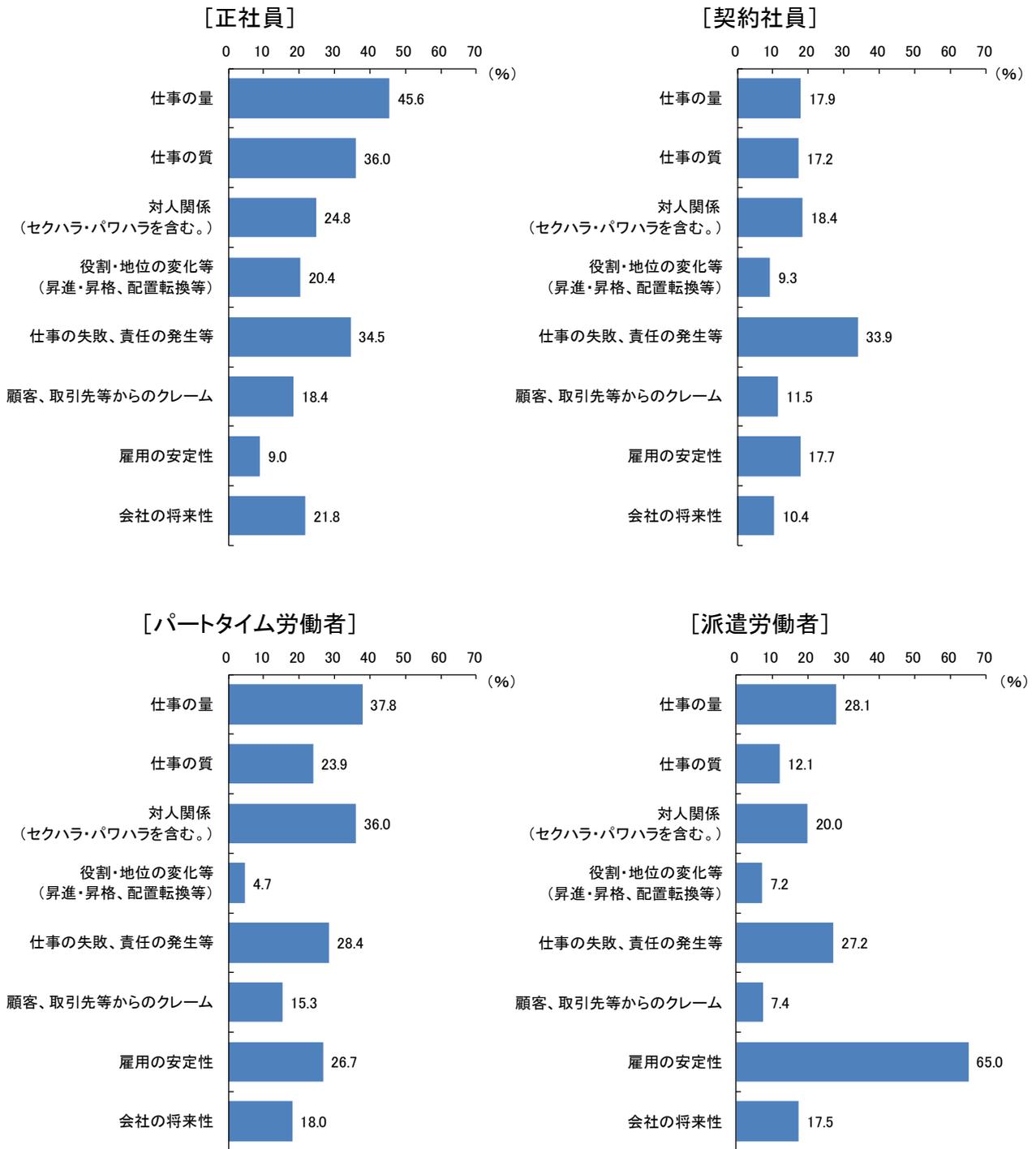
区 分	強いストレスの内容(主なもの3つ以内)						強いストレス となっている と感じる事柄 がない
	仕事の失敗、 責任の発生等	顧客、取引先 等からの クレーム	事故や災害の 体験	雇用の安定性	会社の将来性	その他	
<b>令和3年</b>	<b>(33.7)</b>	<b>(17.7)</b>	<b>(1.9)</b>	<b>(11.9)</b>	<b>(20.8)</b>	<b>(11.6)</b>	<b>46.5</b>
(年齢階級)							
20歳未満	(68.3)	(20.2)	(-)	(4.9)	(4.0)	(29.5)	94.4
20～29歳	(38.3)	(8.2)	(0.4)	(7.5)	(18.0)	(25.5)	52.3
30～39歳	(37.5)	(17.5)	(0.8)	(13.3)	(31.5)	(8.9)	40.5
40～49歳	(29.8)	(18.3)	(2.7)	(11.5)	(18.4)	(10.3)	46.3
50～59歳	(26.2)	(17.2)	(1.4)	(13.1)	(16.9)	(9.8)	42.5
60歳以上	(44.7)	(20.4)	(8.3)	(15.5)	(18.6)	(7.8)	61.5
(性)							
男	(34.5)	(24.3)	(2.4)	(11.9)	(26.1)	(7.7)	46.4
女	(32.9)	(10.0)	(1.4)	(12.0)	(14.8)	(16.1)	46.8
(就業形態)							
正社員	(34.5)	(18.4)	(2.0)	(9.0)	(21.8)	(10.7)	42.8
契約社員	(33.9)	(11.5)	(0.2)	(17.7)	(10.4)	(33.0)	52.4
パートタイム労働者	(28.4)	(15.3)	(2.2)	(26.7)	(18.0)	(8.3)	61.7
派遣労働者	(27.2)	(7.4)	(-)	(65.0)	(17.5)	(23.1)	56.7
令和2年	(35.0)	(18.9)	(2.7)	(15.0)	(20.9)	(11.5)	45.3

注:1)「労働者計」には、「強いストレスとなっていると感じる事柄の有無不明」を含む。

2)「強いストレスとなっていると感じる事柄がある」には、「強いストレスの内容不明」を含む。

3) ( )は、強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者のうち、強いストレスの内容(主なもの3つ以内)別にみた割合である。

第1図 就業形態別にみた強いストレスの内容別労働者割合(主なもの3つ以内)(令和3年)  
(強いストレスとなっていると感じる事柄がある=100%)



(2) 仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスについて相談できる人の有無等

現在の自分の仕事や職業生活でのストレスについて相談できる人がいる労働者の割合は92.1%[令和2年調査90.8%]となっている。

ストレスを相談できる人がいる労働者について、相談できる相手(複数回答)をみると、「家族・友人」が80.1%[同78.5%]と最も多く、次いで「上司・同僚」が75.2% [同73.8%]となっている。

これを男女別にみると「家族・友人」が男性76.2%、女性84.1%、「上司・同僚」が男性79.0%、女性71.1%となっている。(第15表)

また、ストレスについて相談できる相手がいる労働者のうち、実際に相談した労働者の割合は69.8%[同74.1%]となっており、その中で相談した相手(複数回答)をみると、「家族・友人」が71.5%[同73.5%]と最も多く、次いで「上司・同僚」が70.2%[同67.6%]となっている。

これを男女別にみると「家族・友人」が男性64.8%、女性78.1%、「上司・同僚」が男性73.4%、女性67.2%となっている。(第16表)

第15表 ストレスを相談できる人の有無、相談できる相手別労働者割合

		(単位:%)					
区 分	労働者計 <sup>1)</sup>	ストレスを相談できる人が いる <sup>2)</sup>	相談できる相手(複数回答)				保健師又は 看護師
			職場の事業場外資源を含めた相談先				
			上司・同僚	産業医	産業医以外 の医師		
令和3年	100.0	92.1	(100.0)	(75.2)	(8.3)	(1.7)	(4.4)
(年齢階級)							
20歳未満	100.0	79.7	(100.0)	(78.5)	(0.5)	(0.3)	(-)
20～29歳	100.0	96.9	(100.0)	(67.9)	(5.4)	(1.1)	(3.4)
30～39歳	100.0	91.4	(100.0)	(80.9)	(6.4)	(2.2)	(2.4)
40～49歳	100.0	92.8	(100.0)	(77.7)	(10.4)	(1.2)	(4.4)
50～59歳	100.0	90.2	(100.0)	(74.0)	(10.9)	(2.8)	(7.8)
60歳以上	100.0	89.5	(100.0)	(67.1)	(5.9)	(1.5)	(3.8)
(性)							
男	100.0	89.4	(100.0)	(79.0)	(11.3)	(2.7)	(4.6)
女	100.0	95.2	(100.0)	(71.1)	(5.2)	(0.8)	(4.3)
(就業形態)							
正社員	100.0	92.1	(100.0)	(77.9)	(10.1)	(2.0)	(4.9)
契約社員	100.0	88.8	(100.0)	(75.9)	(7.4)	(2.8)	(3.7)
パートタイム労働者	100.0	93.8	(100.0)	(62.3)	(1.1)	(0.1)	(2.5)
派遣労働者	100.0	95.4	(100.0)	(66.7)	(2.1)	(4.6)	(4.9)
令和2年	100.0	90.8	(100.0)	(73.8)	(9.6)	(2.1)	(6.2)

区 分	相談できる相手(複数回答)					ストレスを 相談できる 人はいない	職場の事業場外 資源を含めた相 談先に相談でき る人がいる <sup>3)</sup>
	職場の事業場外資源を含めた相談先		家族・友人	地域のかかりつ け医・主治医	その他		
	衛生管理者又は 衛生推進者等	事業場が契約した外 部機関のカウンセ ラー等の相談窓口					
令和3年	(2.0)	(2.5)	(80.1)	(5.5)	(3.3)	5.4	70.3
(年齢階級)							
20歳未満	(-)	(0.9)	(68.3)	(-)	(0.8)	0.0	62.8
20～29歳	(1.8)	(1.5)	(88.5)	(1.9)	(6.7)	1.6	66.7
30～39歳	(2.2)	(2.6)	(82.5)	(3.3)	(2.6)	7.0	74.3
40～49歳	(1.7)	(3.4)	(79.4)	(6.4)	(2.4)	5.4	72.4
50～59歳	(3.2)	(3.1)	(76.5)	(8.7)	(2.5)	7.2	69.2
60歳以上	(0.5)	(0.6)	(70.0)	(7.4)	(4.6)	4.7	61.2
(性)							
男	(2.7)	(2.8)	(76.2)	(6.4)	(3.0)	8.0	72.0
女	(1.4)	(2.2)	(84.1)	(4.6)	(3.7)	2.5	68.3
(就業形態)							
正社員	(2.5)	(3.1)	(80.0)	(5.8)	(3.3)	5.7	72.9
契約社員	(1.1)	(1.0)	(77.7)	(5.8)	(4.8)	8.6	68.3
パートタイム労働者	(0.1)	(0.4)	(81.6)	(4.4)	(2.8)	3.1	58.7
派遣労働者	(2.9)	(4.0)	(75.2)	(5.2)	(6.7)	4.6	64.2
令和2年	(2.8)	(4.4)	(78.5)	(4.3)	(2.4)	5.6	69.2

注:1)「労働者計」には、「ストレスを相談できる人の有無不明」を含む。

2) ( )は、ストレスを相談できる人がいる労働者のうち、相談できる相手(複数回答)別にみた割合である。

3)「職場の事業場外資源を含めた相談先に相談できる人がいる」は、「上司・同僚」、「産業医」、「産業医以外の医師」、「保健師又は看護師」、「衛生管理者又は衛生推進者等」又は「事業場が契約した外部機関のカウンセラー」、「こころの耳電話相談」等の相談窓口のいずれかに相談できる人がいる労働者の割合である。

第16表 ストレスを実際に相談した人の有無、実際に相談した相手別労働者割合

(単位:%)

区 分	ストレスを相談できる人 がいる労働者計 <sup>1)2)</sup>		実際に相談した <sup>3)</sup>		実際に相談した相手(複数回答)			
					職場の事業場外資源を含めた相談先			
					上司・同僚	産業医	産業医以外の 医師	保健師又は 看護師
<b>令和3年</b>	[ 92.1 ]	100.0	69.8	(100.0)	( 70.2 )	( 1.8 )	( 0.7 )	( 2.2 )
(年齢階級)								
20歳未満	[ 79.7 ]	100.0	53.5	(100.0)	( 87.3 )	( 0.1 )	( - )	( - )
20～29歳	[ 96.9 ]	100.0	70.7	(100.0)	( 67.0 )	( 1.0 )	( 0.6 )	( 1.8 )
30～39歳	[ 91.4 ]	100.0	75.1	(100.0)	( 72.0 )	( 1.2 )	( 0.7 )	( 0.6 )
40～49歳	[ 92.8 ]	100.0	71.4	(100.0)	( 71.5 )	( 2.5 )	( 0.3 )	( 2.4 )
50～59歳	[ 90.2 ]	100.0	68.8	(100.0)	( 70.5 )	( 2.6 )	( 1.4 )	( 4.3 )
60歳以上	[ 89.5 ]	100.0	51.8	(100.0)	( 59.7 )	( 0.4 )	( 0.4 )	( 1.8 )
(性)								
男	[ 89.4 ]	100.0	67.2	(100.0)	( 73.4 )	( 2.6 )	( 1.1 )	( 1.6 )
女	[ 95.2 ]	100.0	72.5	(100.0)	( 67.2 )	( 1.0 )	( 0.2 )	( 2.9 )
(就業形態)								
正社員	[ 92.1 ]	100.0	71.7	(100.0)	( 72.2 )	( 2.2 )	( 0.7 )	( 2.1 )
契約社員	[ 88.8 ]	100.0	53.9	(100.0)	( 73.2 )	( 2.1 )	( 3.0 )	( 1.8 )
パートタイム労働者	[ 93.8 ]	100.0	65.2	(100.0)	( 59.7 )	( - )	( - )	( 3.1 )
派遣労働者	[ 95.4 ]	100.0	77.6	(100.0)	( 63.7 )	( - )	( 1.3 )	( - )
令和2年	[ 90.8 ]	100.0	74.1	(100.0)	( 67.6 )	( 3.2 )	( 0.6 )	( 2.8 )

区 分	実際に相談した相手(複数回答)					実際に相談 したことは ない	職場の事業 場外資源を 含めた相談 先に相談し た <sup>4)</sup>
	職場の事業場外資源を含めた相談先		家族・友人	地域のかかり つけ医・ 主治医	その他		
	衛生管理者 又は衛生推 進者等	事業場が契約し た外部機関のカ ウンセラー等の 相談窓口					
<b>令和3年</b>	( 0.4 )	( 0.4 )	( 71.5 )	( 2.9 )	( 2.9 )	12.9	49.9
(年齢階級)							
20歳未満	( - )	( - )	( 40.8 )	( - )	( 1.4 )	30.3	46.6
20～29歳	( 0.4 )	( 0.3 )	( 82.6 )	( 1.5 )	( 6.1 )	15.7	48.4
30～39歳	( 0.1 )	( 0.5 )	( 73.8 )	( 1.5 )	( 2.5 )	11.0	54.6
40～49歳	( 0.5 )	( 0.5 )	( 71.4 )	( 4.8 )	( 2.1 )	11.1	51.8
50～59歳	( 0.6 )	( 0.3 )	( 66.5 )	( 3.4 )	( 1.2 )	13.1	50.3
60歳以上	( 0.0 )	( 0.1 )	( 52.3 )	( 1.7 )	( 6.7 )	17.2	31.2
(性)							
男	( 0.4 )	( 0.6 )	( 64.8 )	( 3.3 )	( 2.5 )	15.6	50.5
女	( 0.4 )	( 0.2 )	( 78.1 )	( 2.5 )	( 3.3 )	9.9	49.3
(就業形態)							
正社員	( 0.5 )	( 0.4 )	( 71.2 )	( 3.1 )	( 3.1 )	11.7	52.9
契約社員	( 0.0 )	( 0.0 )	( 75.9 )	( 4.3 )	( 5.1 )	24.6	40.7
パートタイム労働者	( 0.0 )	( - )	( 72.9 )	( 1.6 )	( 0.9 )	14.0	38.9
派遣労働者	( - )	( 2.4 )	( 61.3 )	( 4.7 )	( 7.5 )	12.2	49.5
令和2年	( 0.7 )	( 0.8 )	( 73.5 )	( 2.6 )	( 1.6 )	14.7	51.2

注: 1) [ ]は、全労働者のうち、ストレスを相談できる人がある労働者の割合である。

2) 「ストレスを相談できる人がある労働者計」には、「ストレスを実際に相談したことの有無不明」を含む。

3) ( )は、実際に相談した労働者のうち、相談した相手(複数回答)別にみた割合である。

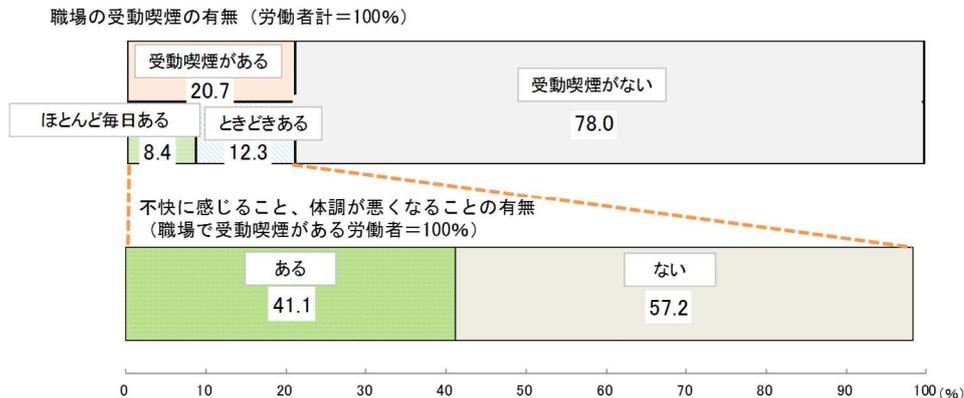
4) 「職場の事業場外資源を含めた相談先に相談した」は、「上司・同僚」、「産業医」、「産業医以外の医師」、「保健師又は看護師」、「衛生管理者又は衛生推進者等」又は「事業場が契約した外部機関のカウンセラー、『こころの耳電話相談』等の相談窓口」のいずれかに相談した労働者の割合である。

## 2 喫煙に関する事項

職場で受動喫煙がある労働者の割合は、「ほとんど毎日ある」8.4%[令和2年調査7.6%]、「ときどきある」12.3%[同12.5%]を合わせて20.7%[同20.1%]となっている。

このうち、職場の受動喫煙に関して、「不快に感じること、体調が悪くなることがある」とする労働者の割合は41.1%[同39.2%]となっている。(第2図、第17表)

第2図 職場の受動喫煙の状況別労働者割合(令和3年)



第17表 職場の受動喫煙の有無、受動喫煙により不快に感じること、体調が悪くなることの有無別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計 <sup>1)</sup>	職場で受動喫煙がある			職場で受動喫煙がない
		ほとんど毎日ある	ときどきある		
<b>令和3年</b>	<b>100.0</b>	<b>20.7</b>	<b>8.4</b>	<b>12.3</b>	<b>78.0</b>
(年齢階級)					
20歳未満	100.0	37.1	2.9	34.3	61.1
20~29歳	100.0	20.7	9.1	11.5	78.0
30~39歳	100.0	24.9	11.3	13.6	74.8
40~49歳	100.0	19.2	9.4	9.8	80.1
50~59歳	100.0	20.5	5.6	14.9	78.5
60歳以上	100.0	16.4	5.3	11.1	77.3
(性)					
男	100.0	26.2	10.7	15.5	72.8
女	100.0	14.5	5.8	8.7	83.9
令和2年	100.0	20.1	7.6	12.5	78.3

区 分	職場で受動喫煙がある労働者 <sup>2)3)</sup>	不快に感じること、体調が悪くなることのある		不快に感じること、体調が悪くなることのない	
		よくある	たまにある		
<b>令和3年</b>	<b>[ 20.7 ]</b>	<b>100.0</b>	<b>41.1</b>	<b>13.3</b>	<b>27.8</b>
(年齢階級)					
20歳未満	[ 37.1 ]	100.0	14.7	-	14.7
20~29歳	[ 20.7 ]	100.0	38.4	18.9	19.5
30~39歳	[ 24.9 ]	100.0	36.5	10.4	26.1
40~49歳	[ 19.2 ]	100.0	44.2	10.8	33.4
50~59歳	[ 20.5 ]	100.0	43.4	18.6	24.8
60歳以上	[ 16.4 ]	100.0	50.1	7.9	42.2
(性)					
男	[ 26.2 ]	100.0	34.8	9.5	25.3
女	[ 14.5 ]	100.0	54.4	21.3	33.1
令和2年	[ 20.1 ]	100.0	39.2	10.7	28.5

- 注:1) 「労働者計」には、「職場での受動喫煙の有無不明」を含む。  
 2) [ ]は、全労働者のうち、職場で受動喫煙がある労働者の割合である。  
 3) 「職場で受動喫煙がある労働者」には、「体調不良等の有無不明」を含む。

## 主な用語の説明

### 「常用労働者」

- ① 期間を定めずに雇われている者
- ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

のいずれかに該当する者をいう。他社から受け入れた出向者、転籍者も含む。

### 「派遣労働者」

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づく労働者派遣事業を行う事業所から派遣労働者として受け入れている者をいう。

### 「正社員」

フルタイム勤務で期間を定めずに雇われている者(定年まで雇用される者も含める。)をいう。

### 「契約社員」

フルタイム勤務で1か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。

### 「パートタイム労働者」

フルタイム勤務の労働者より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働日数が少ない者で、期間を定めずに又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。

### 「メンタルヘルス対策」

事業所において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置をいう(労働安全衛生法第70条の2、労働者の心の健康の保持増進のための指針)。

### 「メンタルヘルス不調」

精神及び行動の障害に分類される精神障害のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活の質に影響を与える可能性のある精神的及び行動上の問題を幅広く含むものをいう。

### 「安全衛生委員会」

安全委員会(労働安全衛生法第17条(同法施行令第8条第1号業種の労働者数50人以上の事業所及び第2号業種の労働者数100人以上の事業所))及び衛生委員会(労働安全衛生法第18条(労働者数50人以上の事業所))を設けなければならないときに、それぞれの設置に代えて設けることができる機関をいう(労働安全衛生法第19条)。委員の構成・調査審議の内容はそれぞれの委員会に準じている。

保安委員会、工場委員会などと呼ばれていても、安全衛生委員会等と目的と活動内容が同じで、事業所内に設置されていれば、その名称にかかわらず、安全衛生委員会等に該当する。

### 「事業所内の産業保健スタッフ」

メンタルヘルス対策が効果的に実施されるよう、労働者や管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルス対策の実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業所外資源（専門医療機関など）とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たす人々のことで、産業医、衛生管理者、保健師等をいう。

### 「産業医」

常時50人以上の労働者を使用する事業所において、労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいう（労働安全衛生法第13条）。

### 「ストレスチェック」

労働者のストレスについて調査票を用いて現在の状況を把握し、本人に気づきを与えるために実施するものをいう。常時50人以上の労働者を使用する事業所においては、実施が義務となっている（労働安全衛生法第66条の10）。

### 「ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析」

ストレスチェックの結果を一定の集団（部、課など）ごとに集計して、当該集団の特徴や傾向を分析することをいう。また、その結果を職場環境の改善に活用するものである。

ストレスチェックを実施した場合は、集団ごとの分析を行うことが事業者の努力義務となっている。（労働安全衛生規則第52条の14）

### 「職場復帰支援プログラム」

心の健康問題で休業していた労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするために休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明らかにしたものをいい、職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等から構成される。

### 「地域産業保健センター（地域窓口）」

労働者数50人未満の小規模事業所では産業医の選任義務はなく、また、事業者が独自に医師を確保して労働者の健康管理を行うことは困難な場合が多くあることから、こうした小規模事業所を支援するための機関をいう。健康診断実施後の対応や長時間労働者に対する面接指導等の産業保健サービスを提供しており、面接指導等には医師やカウンセラー等が対応する。

### 「産業保健総合支援センター」

産業医や衛生管理者などの事業所内の産業保健スタッフに対して、心の健康づくり対策についてのサービス（職場環境等の評価と改善の支援、教育研修の支援、事業所内の相談体制作りの支援等）を提供する機関をいう。「地域産業保健センター（地域窓口）」が行う活動に対して専門的、技術的な支援を行っており、独立行政法人労働者健康安全機構が運営している。

### 「化学物質を取り扱う際のリスクアセスメント」

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいう（労働安全衛生法第57条の3）。

### 「労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質」

譲渡・提供者に安全データシート（SDS）の交付が義務付けられている化学物質をいう。

### 「労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある（GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく）化学物質」

譲渡・提供者に安全データシート（SDS）の交付が努力義務とされている化学物質をいう（労働安全衛生規則第24条の15）。

### 「安全データシート（SDS）」

化学物質の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を記載した文書をいう。

なお、SDSは、平成23年度までは一般に「MSDS（化学物質等安全データシート）」と呼ばれていたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一され、JIS Z 7253においても「SDS」とされている。

### 「GHS分類」

国連が平成15年7月に勧告した「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」における分類をいい、危険有害性がある全ての化学物質が一定の基準に従ってクラス又は区分ごとに分かれている（隔年ごとに改訂）。

ただし、成形品は除かれており、また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等については、原則GHSでは表示の対象とされていない。

（GHS：The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略）

### 「労働安全衛生法第57条に該当する化学物質」

爆発性の物、発火性の物、引火性の物等、労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物質として、譲渡・提供者に容器に危険有害性を表示することが義務付けられている化学物質をいう。

### 「労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある（GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく）化学物質」

譲渡・提供者に危険有害性の表示が努力義務とされている化学物質をいう（労働安全衛生規則第24条の14）。

## 「GHSラベル」

化学品を世界的に統一されたルールに従って危険有害性ごとに分類（GHS分類）し、その情報を一目で分かるようにしたラベルの表示をいう（労働安全衛生法第57条）。

<例>



可燃性ガス

エアゾール

引火性液体

可燃性固体

自己反応性化学品



急性毒性

（区分1～区分3）



呼吸器感作性

生殖細胞変異原性

発がん性等



急性毒性（区分4）

皮膚刺激性（区分2）

眼刺激性（区分2A）

## 「石綿」

天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれている。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付石綿などの除去等において、所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまう恐れがある。

## 「傷病（がん、糖尿病等の私傷病）を抱えた労働者」

労災補償を請求又は決定された者を除き、脳血管疾患、心疾患、筋骨格系疾患、がん、ストレス性疾患、糖尿病、骨折などの長期の治療が必要となる傷病を抱えながら、就業する労働者のことをいう。

## 「外国人労働者」

出入国管理及び難民認定法で定められている在留資格の範囲内において、我が国での活動が認められており、在留資格に定められた範囲で就労活動が認められる在留資格とは、以下のものをいう。

教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習、特定活動（ワーキングホリデー、EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士等）

## 「セクハラ」

職場のセクシュアルハラスメントのことで、「労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること。また、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなり、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」をいう。

### 「パワハラ」

職場のパワーハラスメントのことで、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をいう。

### 「事業場が契約した外部機関のカウンセラー」

個々の労働者に対してメンタルヘルス対策を実施する担当者（精神保健福祉士、臨床心理士や産業カウンセラー）をいう。

### 「受動喫煙」

職場で他の人のたばこの煙を吸引することをいう（職場内の定められた喫煙区域内において、自分が喫煙しているときに他の人のたばこの煙を吸引することは除く）。